

有価証券報告書等の 「確認書」の細目

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-64

【要約】

2007年8月3日以降、金融庁は、金融商品取引法の細目を定める政省令を順次公布している。この中の施行令、開示府令などで「有価証券報告書等の記載内容の確認書」の提出会社（上場株券等の発行会社）や記載様式などの細目が定められている。

本稿は、2007年5月29日付レポート「有価証券報告書等の「確認書」の細目案」を、最終的な内閣府令に基づいて書き改めたものである。

はじめに（金融商品取引法の政省令）

2007年8月3日、金融庁は、新しい金融商品取引法の施行日を「2007年9月30日」と正式に定めた。その上で、同月15日まで、金融商品取引法の細目を定める政省令を順次、公布している¹。

本稿では、これらの政省令に基づき、金融商品取引法の下で導入される「有価証券報告書等の記載内容の確認書」の細目について説明する。

1. 「確認書」とは

金融商品取引法の下では、上場会社等に対して、有価証券報告書等の記載内容に関する確認書（以下、「確認書」）の提出が義務化される。

「確認書」とは、有価証券報告書等の開示書類の記載内容が、金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記したもののことである（金融商品取引法24条の4の2）。いわば企業の経営者が、自社の開示書類の内容の真正性を保証するものといえることができるだろう。

従来の証券取引法の下でも、2004年3月期から「会社代表者による有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書」が任意の制度として導入されている（改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令17条1項1号へ）。

しかし、従来の制度は、あくまでも任意の制度であり、提出するか否かは発行会社（及びその代表者）の自主的な判断に委ねられていた。つまり、発行会社（及びその代表者）は、「有価

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070731-7.html>）に掲載されている。



証券報告書の内容は適正です」という「確認書」を提出してもよいし、提出しなくても構わなかったのである。その意味で、制度としての実効性に欠けるとの指摘も行われてきた。

こうした指摘や、近年、有価証券報告書等の虚偽記載に関連する事件が相次いだことを踏まえて、金融商品取引法では、「確認書」の提出が義務化されることとなったのである。

2. 「確認書」の提出義務者

「確認書」の提出が義務付けられるのは、次の者とされている（金融商品取引法 24 条の 4 の 2 第 1 項）。

有価証券報告書の提出会社のうち、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定めるもの

具体的には、金融商品取引法施行令（以下、施行令）で次の者が指定されている（施行令 4 条の 2 の 5）。

上場（ ）されている次の有価証券の発行会社
 株券
 優先出資証券
 外国又は外国の者が発行する証券・証書で前記 又は の性質を有するもの
 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前記 ~ であるもの
 いわゆる預託証券（DR）で前記 ~ の権利を表示するもの

（ ）「店頭売買有価証券」を含む。ただし、2004 年 12 月に JASDAQ が証券取引所化したことに伴い、現在、該当するものは存在しない。

3. 「確認書」の対象となる開示書類

「確認書」の対象となる開示書類は、次のものとされている（金融商品取引法 24 条の 4 の 2、24 条の 4 の 8、24 条の 5 の 2）。

有価証券報告書
 四半期報告書
 半期報告書（ ）

（ ）四半期報告書を提出した会社については、半期報告書の提出は免除される。

いずれも開示書類を提出する際に、併せて内閣総理大臣に提出することとされている。提出方法は、原則として、電子開示システム EDINET により行うこととされている（金融商品取引法 27 条の 30 の 2）。

4. 「確認書」の記載事項

改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、開示府令）では、「確認書」の記載様式として、次の様式が新たに定められている（企業内容等の開示に関する内閣府令 17 条の 5）。

内国会社.....第 4 号の 2 様式

外国会社.....第 9 号の 2 様式

内国会社の記載様式である第 4 号の 2 様式では、以下の事項を記載することとされている。

【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

確認した有価証券報告書（四半期報告書・半期報告書）の事業年度（四半期会計期間・中間会計期間）

確認した有価証券報告書（四半期報告書・半期報告書）が訂正報告書である場合は、その旨
代表者及び最高財務責任者が有価証券報告書（四半期報告書・半期報告書）の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨

確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合は、その旨及びその理由

【特記事項】

確認について特記すべき事項がある場合には、その旨及びその内容

5 . 施行期日

「確認書」の提出義務については、2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以後開始する事業年度から適用される（証券取引法等の一部を改正する法律附則 15 条）。